長野県小県郡長和町和田
字宮ノ上　一七七〇番三
一七七四番一
字日向　五九四八番五
五九四九番一及び五九四九番二
五九五〇番
五九五一番一
五九五二番
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線及び標柱一号と五号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）
長野県小県郡長和町和田
字日向　五九四九番二　一号
五九五〇番　二号
五九五二番　三号
五九六一番一　四号及び五号
四(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
初沢
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和二年内務省告示第四百三十九号で指定した土地の区域を除く。）
長野県木曽郡木祖村大字小木曽
二七五二番一　一号から四号まで
二七八二番六　五号
二七五五番　六号
二七五三番　七号及び十号
二九三五番二　八号
二九三四番二　九号
二九一七番一　十一号から十三号まで
五(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
矢の沢
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和四十三年建設省告示第三千五百三十三号で指定した同号二に掲げる土地の区域を除く。）
長野県上伊那郡飯島町七久保
三〇一七番一四六〇　一号
三〇一七番九二　二号から四号まで
三〇一七番一五八三　五号
三〇一七番九三　六号
四七四四番　七号
四七四八番　八号
四七五一番　九号及び十号

○国土交通省告示第六百五十四号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十七年五月二十日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
天女谷川
二　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と十五号を結んだ線に囲まれた土地の区域
和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字市野々
字遠具路　二〇一七番　一号及び二号
字天女谷　二一一〇番　三号及び四号
二一一九番　五号及び六号
字小處婦
二一九二番　七号
二一九三番　八号
二一九四番　九号
二一九四番一　十号
二一九五番　十一号
字千代野
二〇四二番二　十二号
二〇四六番二　十三号
二〇五三番二　十四号
二〇五二番　十五号

○国土交通省告示第六百五十五号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十七年五月二十日

国土交通大臣　太田　昭宏

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
シシ伏川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十七号までを順次結んだ線、標柱十七号と十八号を京都府道間人港線の道路敷に沿って結んだ線、標柱十八号から二十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域
京都府京丹後市丹後町間人
小字瀧ケ原　一〇一四九番一
一〇〇九七番一
小字葛谷
一〇〇九五番
一二八番
一三〇番
一三五番
一三六番
一五二番
一一六番
一四三番
一四四番
一〇九七番地先道路敷
一〇六番一地先道路敷
一〇六番一
一〇九番四
一一二番
二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
宮ノ谷川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地
京都府舞鶴市字丸田
小字宮ノ谷　一〇一四〇番
一〇一四〇番二
一〇一四一番
一〇一四一番一
一〇一四一番二
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）
京都府舞鶴市字丸田
小字今西　一〇一三七番一　一号
小字宮ノ谷　一〇一三八番　二号
一〇一三八番一　三号
一〇一三九番　四号から六号まで
一〇一四〇番　七号
一〇一四一番二　八号
一四二番一　九号から十三号まで

○国土交通省告示第六百五十六号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十七年五月二十日

国土交通大臣　太田　昭宏

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
西谷川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を昭和三十三年建設省告示第七十一号で指定した西谷川に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域
岡山県高梁市川上町地頭
字田中　一三六八番一　一号及び二号
一三六四番一　三号
一三六四番一　地先道路敷　四号
ロ　次に掲げる土地に存する標柱五号から七号までを順次結んだ線及び標柱五号と七号を昭和三十三年建設省告示第七十一号で指定した西谷川に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域
岡山県高梁市川上町地頭
字寺ノ前　二五六番一　五号
二五三番一　六号
字新屋ケ市　二五一番二　七号
二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
海内谷川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成二十五年国土交通省告示第二百四十七号で指定した同号二に掲げる土地の区域を除く。）
岡山県美作市宮原
字奥たたら　六二六番一　一号
字海内谷東ノ平　五九八番一　二号及び三号
五九九番二　四号
字家ノ前　六〇〇番二　五号及び六号

○国土交通省告示第六百五十七号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十七年五月二十日

国土交通大臣　太田　昭宏